

令和 5 年度山形県地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の推進方針

令和 5 年 7 月 10 日  
山 形 県

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）別記 3－1 の第 11 の 4 の規定により、令和 4 年度山形県地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の推進方針を以下のとおり定める。

第 1 担い手への農地集積状況

	担い手への 集積面積	担い手への 集積率	機構からの 転貸面積	地域集積協力金		集約化奨励金	
				地域数	面積	地域数	面積
平成 26 年度	65,502 ha	53.6 %	2,173 ha	15	1,022 ha		
平成 27 年度	72,870 ha	60.2 %	5,105 ha	75	2,833 ha		
平成 28 年度	75,277 ha	63.1 %	2,434 ha	60	1,166 ha		
平成 29 年度	76,674 ha	64.8 %	1,484 ha	37	389 ha		
平成 30 年度	77,630 ha	66.0 %	1,578 ha	46	538 ha		
令和元年度	77,943 ha	66.4 %	1,318 ha	13	197 ha		
令和 2 年度	78,871 ha	67.5 %	1,987 ha	16	246 ha		
令和 3 年度	79,897 ha	69.0 %	2,930 ha	13	224 ha		
令和 4 年度	80,446 ha	70.0 %	2,064 ha	22	314 ha		

第 2 令和 5 年度 of 取組方針

(1) 事業推進体制

県、市町村（農業委員会含む）、農地中間管理機構、山形県農業会議、農業協同組合、山形県農業協同組合中央会、土地改良区、山形県土地改良事業団体連合会、その他農業関係団体の連携・協力のもと、地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の推進を図る。

(2) 重点的推進地域の考え方

農地中間管理事業における重点実施区域（公益財団法人やまがた農業支援センター農地中間管理事業規程第 7 条）に指定された 366 地区（令和 5 年度）において、地域集積協力金及び集約化奨励金の活用を重点的に推進する。

これまで機構の活用が少なかった中山間地域、及び農用地の連たん化・団地化を推進する地域において、地域集積協力金及び集約化奨励金の活用を重点的に推進する。

(3) 事業実施地域数の目標

本年度における実施地域数の目標を次のとおりとする。

令和 5 年度目標	25 地域
-----------	-------